

【福祉サービス利用援助事業】

★取組みについて

この取り組みは地域で暮らす判断能力が不十分な認知症や知的障がい、精神障がいの方々に対し、日常生活を営むのに必要な福祉サービスを利用する際の判断、意思表示についてのアドバイス行ったり、日常的な金銭管理等をお手伝いする取組です。

★取組みを行って

法改正を契機に「地域における公益的な取組」について当法人で検討していたところ、千歳市社会福祉協議会様より「福祉サービス利用援助事業」をご紹介いただき、法人運営に過度な負担なくできる社会貢献事業であると判断し「福祉サービス利用援助事業」を実施することにしました。取り組んで良かった点としては生活支援員にとっては少なからず業務負担が増えることになるが、地域で暮らす高齢者等の実情を知ることができること、支援を通して生活支援員の知見が広がることなど支援に付随した有益な知識や経験ができることはとても良いことだと思います。

【権利擁護の取組み】

★取組みについて

日常生活自立支援事業の実施。認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

★取組みを行って

事業開始以来、認知症高齢者、知的障害者、判断能力が不十分な人を対象に、一人ひとりに寄り添った丁寧な相談援助を行い、地域での暮らしを支える役割を果たしてきました。

【福祉サービス利用援助事業所「釧路愛育協会 総合相談室」】

★取組みについて

この取り組みは、元々、北海道社会福祉協議会による日常生活自立支援事業を社会福祉法人の社会貢献事業モデルとして平成28年8月31日に活動をスタートした活動だったものを、平成31年4月より当法人の第二種社会福祉事業「福祉サービス利用援助事業」として立ち上げたものです。

内容としては、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスの支援と広く福祉全般の相談支援となっています。

事業所の職員配置は、高齢者施設の職員が職種を兼務して活動していますが、社会福祉士、居宅介護支援専門員を配置し、さまざまなニーズ（障がい者、乳幼児・児童等）に対応できる体制となっています。

現在の利用者さんは、ほぼ金銭管理サービスとなっており、銀行よりの金銭の払い出しが困難な方の払い出し代行支援となっています。

★取組みを行って

北海道社会福祉協議会及び釧路市社会福祉協議会とともに実践した社会福祉法人の社会貢献事業モデルがきっかけで、当法人において専門職が持つ、蓄積された福祉に関する専門的知識や技術を、施設内での支援だけではなく、広く地域に活用して頂きたいと始めました。

これにより、当法人の専門職が地域において活動する場面を創りだせ、それに携わる専門職が、地域にあるさまざまな実情に触れアウトリーチすることで、更なる経験の蓄積にもなっています。

また、法人職員が実際に支援を必要とする方の力になることで、地域での公益的な取り組みへの意識が高まり、法人としても、今後益々この取り組みを発展させて行こうと考えています。

【りくべつ生活安心センター「ささエール」が行う事業】

★取組みについて

- ・認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な方々は、財産や金銭管理、さまざまな法的手続きを行うことが難しい場合があります。「ささエール」では、このような方々の財産や権利を保護し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援をおこないます。

【業務内容】

- ①法人後見業務 ②相談・申立て業務 ③市民後見人養成講座の開催
- ④成年後見制度の普及・啓発活動 ⑤日常生活自立支援事業

★取組みを行って

- ・平成28年7月1日より町の委託を受けて開所。
現在、法人後見受任件数4件、後見支援員登録数14名
- ・成年後見制度の利用件数としては多くはないが、問い合わせの件数は年々増加している。

【障がい者生活サポート】

★取組みについて

この取組は、自立している障がい者の生活サポートを行っています。
生活等の相談を受けたり、金銭（定期）管理・相談を行ったりしています。

★取組みを行って

法人のグループホーム入所者が地域で生活する時に、金銭の管理等を行うサービスがなかったため、法人職員が相談等あった場合に対応を始めました。

【権利擁護への取組み】

★取組みについて

この取組みは、町からの受託事業として生活サポートセンターを開設しており、成年後見制度についての相談や利用のお手伝いを行います。また、判断能力に不安のある方や生活や財産管理に関する困りごとの相談を随時行っており、必要な支援に関する関係機関との連携・調整を行います。

★取組みを行って

この取組みは、平成 30 年度から町の受託を受けて開設しており、令和元年 8 月 29 日現在、取扱実績はありません。

社会福祉法人 千歳いずみ学園

千歳市

【福祉サービス利用援助事業】

★取組みについて

福祉サービス利用援助事業

千歳市社会福祉協議会との連携により、利用者との契約により運営しています。第二種社会福祉事業開始届を提出、定款に記載しています。1名の方と契約中。

★取組みを行って

H29年度 利用者1名

H30年度 利用者1名

(同じ利用者)

社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会

釧路市

【社会福祉法人・施設による福祉サービス利用援助事業】

★取組みについて

高齢の方や障がいのある方が地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、公共料金などの支払い手続き、年金証書などの大切な書類の預かりを行う事業です。

具体的支援内容は下記を参照願います。

○福祉サービスの利用援助

福祉サービスの情報提供や利用手続き、苦情の解決、利用料支払いなどのお手伝い

○日常的金銭管理サービス

公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の引き出し、日常のお金の管理のお手伝い

○書類等の預かりサービス

定期預金通帳、年金証書（保管は金融機関の貸金庫などを利用）

★取組みを行って

平成 28 年 8 月 31 日に日常生活自立支援事業 社会福祉法人の社会貢献事業モデルとして、北海道社会福祉協議会からの依頼により、釧路市内 3 法人へ協力依頼を行いモデル事業としてスタートした。

基本的な支援内容は上記のとおりです。本会が既に実施している日常生活自立支援事業を利用されている利用者を引き継ぐ形で利用者調整を実施した。（生活支援員としての活動を継続）

その後、年数回の意見交換の結果、1 法人が「第 2 種社会福祉事業」として平成 30 年度中に福祉サービス利用援助事業として実施することになった。その他 2 法人については今後も継続して事業に取り組む意思表示をしており、今後の活動が期待される。

【社会福祉法人 富門華会 地域公益活動】

★取組みについて

地域で暮らす施設退所者等の障がい者（酪農家での住込み者、市街地アパートでの独居生活者、当法人運営の軽費老人ホーム入居者（1名））計3名の方々への生活の一部支援を行っていて、内容は預金管理、通院付添いを含む健康面での支援、外出付添い支援、各種手続きの代行、安否・健康状態の確認、生活上の相談支援を行ったり、また施設退所後に長期入院されている2名の障がい者の方への訪問（面会）、生活の一部支援などの活動に取り組んでいます。

★取組みを行って

元々入所施設が開設される以前より、児童入所施設を退所された方々が、地域の酪農家に住込みで働き、生活を家族と共に送っていた時代があり、その住込みで働く障がい者の方々の生活の一部でもお手伝いするという事で職親会を立ち上げ、その方々の年に1~2回のキャンプ、旅行を企画したり、余暇を支援したりすることから始まりました。

現在は、そういった方々は施設に戻って来たり、別の所に行ったりと、職親会もなくなりましたが、主に施設を退所された方々の十分ではない生活上の一部分をお手伝いしています。